

2015年8月25日の基準価額の下落について

2015年8月25日、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「シュローダー」）の下記ファンドの基準価額が、前日比5%以上下落しましたので、お知らせいたします。

■ 基準価額が前日比5%以上下落したファンド

(2015年8月25日基準)

ファンド名	基準価額	前日比	前日比騰落率
シュローダー中東／北アフリカ・ファンド	10,410円	-883円	-7.82%

■ 基準価額の主な下落要因

8月24日は、先進国、エマージング国を問わずグローバルの株式市場が大幅に急落しました。また、原油、銅、鉄鉱石といった主要なコモディティ(商品)のほか、多くのエマージング国の通貨も、対米ドルで下落しました。

中国における株式市場の急落、人民元の切り下げなどをきっかけに、中国経済の減速懸念が高まっています。加えて、米国の利上げ観測の強まりを受けエマージング国に与える影響が懸念されたため、グローバル経済の先行き不安が急速に高まったことが、株式市場の主な下落要因であると考えます。

エマージング国の多くは、価格が下落しているコモディティに依存し、資本の流出に見舞われ、自国通貨安は米ドル建て債務の返済を困難にする恐れがあるとみられます。さらに、米国の利上げ観測は米ドル高を招き、既に通貨安そして資本流出に直面しているエマージング国の通貨に対してさらなる下げ圧力を加える可能性があります。

一方、グローバルの株式市場の急落により、米国の利上げ観測がやや後退したことを見て、円高米ドル安が急激に進みました。

以上

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号

加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会



Schroders

シュローダー・インベストメント・マネジメント

ご参考資料

本資料をご覧いただく上での留意事項

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがって、お客様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

＜投資者が直接的に負担する費用＞

- 購入時手数料： 上限3.78%（税込）
- 信託財産留保額： 上限0.3%

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

- 運用管理費用（信託報酬）： 上限年率2.16%（税込）
- その他の費用・手数料： 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。ただし、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の費用の合計額については、投資家の皆様が投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に表示することができません。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認ください。

お申込みに際してのご注意

投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

本資料はシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が作成したものであり、法令に基づく開示書類ではありません。なお、本資料は、作成時点における弊社が信頼できると判断した情報に基づき構成されておりますが、内容の正確性あるいは完全性については、これを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。本資料中のコメントはシュローダー独自のものであり、必ずしも一般的なものであるとは限りません。本資料で示した見通しおよび分析結果等は、作成時点の考えに基づくものであり、将来、予告なく変更する場合があります。

お申し込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号

加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会



Schroders

シュローダー・インベストメント・マネジメント

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.24200%（但し、最低2,700円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会